平成２３年（フ）第４０号
宮崎県都城市都北町6036番地　レインボー都北ハイツＧ棟201号、住民票上の住所宮崎県都城市上長飯町216番地２
債務者　外山　秀人
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第４３号
宮崎県都城市山田町山田9755番地86　万ヶ塚第１団地58―101号、前住所宮崎県都城市丸谷町1070番地16
債務者　阿部　寛子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第４４号
宮崎県小林市本町108番地　パールハイツ203号、前住所宮崎県小林市細野2179番地
債務者　山中　　敏
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第５４号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村853番地１
債務者　福元　邦孝
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２０号
鹿児島県鹿屋市寿７丁目２番18号　新保コーポ１号棟107号
債務者　鶴留加乃子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
鹿児島県鹿屋市笠之原町7398番地10
債務者　愛甲　優希
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
青森県八戸市長者４丁目３番10号　河村住宅１号室、前住所青森県八戸市大字河原木字谷地畑83番地１　市営住宅Ｂ１－１－５
債務者　清水目雅澄
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
青森県八戸市長者４丁目３番10号　河村住宅１号室、前住所青森県八戸市大字河原木字谷地畑83番地１　市営住宅Ｂ１－１－５
債務者　清水目友子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
青森県三戸郡階上町蒼前西１丁目９番地1314　キャステールコザキＥ棟Ｅ号
債務者　山下　延郎
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
長野市箱清水２丁目38番12―304号　箱清水ハイツ　石田方、住民票上の住所長野市上松３丁目７番37―３号
債務者　伊藤　一示
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
兵庫県宝塚市鹿塩１丁目１番20号　スイートピアⅡ101号
債務者　松坂　啓子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０５号
奈良県大和郡山市天井町９番地
債務者　岩本　　聡
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１２０号
奈良市西大寺新町１丁目２番12号　杜アーバンコーポ１Ｂ
債務者　小山　重孝
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２５９号
島根県雲南市三刀屋町乙加宮2471番地３
債務者　堀江　修治
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７９号
徳島県鳴門市鳴門町高島字南５番地２
債務者　香川　　明
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７号
徳島県小松島市田浦町字近里39番地の４　コーポ近里101号室
債務者　峯　　隆明
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２号
徳島県徳島市鮎喰町１丁目11番地の３
債務者　佐藤　　徹
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　徳島地方裁判所民事部